

博物館が野生生物と関わり続けるには法的行政的位置付けが必要

QRコード https://nodaibweb.university.jp/muse/unisan/files/uni_2025_waseda.pdf
このポスターのデータ4.4 MB

宇仁義和（東京農業大学生物産業学部）

Museums require a legal administrative status to continue engaging with wildlife.

Yoshikazu Uni (Tokyo University of Agriculture)

現状で地方の野生生物の調査や保護は博物館の学芸員が担っている。しかしながら、博物館が野生生物施策を業務とする法的根拠は希薄であり、設置者の自主性が支えである。

博物館の野生生物調査や保護対策は自治体の裁量による。この継続には関連法令による博物館の明記、関係省庁による博物館や学芸員の位置付けといった行政上の正式な措置が必要ではないか。環境省の出自である厚生省は旧内務省系の役所であり、県庁が出先機関の役割を果たした。それは現在も継続しているが、野生生物を専門とする人材が極めて少ない。

国の博物館行政は全面的に文化庁の事務となり、博物館法による博物館の位置付けは文化施設とされ人文系の要素が以前に増して強くなっている。文化芸術基本法を上位法とする現行の博物館法では野生生物を博物館が扱うことは規定外に近い。このような状況で将来にわたり博物館が野生生物と関わりを続けるために必要な方策を長野県の事例から考察する。

学芸員が野生生物を業務とする法的根拠は2つ。

- 1) 博物館法第三条九「九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること」
- 2) 同法第四条4「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」

このうち2)について文化庁は「博物館において職務上取り扱う資料、情報、権利等は、媒体の種別や所有の有無に関わらず全て「博物館資料」に含まれます」と回答している（博物館法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの結果について2022-2-10）。

博物館や学芸員が野生生物を業務とすることを補償するために、条例や設置目的、使命といった形で文書化し、議会や委員会で承認する手続きが必要。

なお、博物館法の適用は登録博物館と博物館相当施設（指定調査のみ。法的な意味での学芸員は登録博物館に置かれた学芸員だけ

佐賀長崎大分は生き物学芸員ゼロ



東北地方に生き物学芸員は少ない

山梨と京都は生き物学芸員ゼロ

生き物学芸員は少数で偏在
→野生生物の情報集積やモニタリングの濃淡に影響するのでは？

「博物館園職員録（令和4年）」（日本博物館協会2022）から専門分野を野生生物関連*と記した職員数
黒色：公立私立博物館
橙色：大学博物館
*科学・環境学・細胞生物学・自然科学・進化生物学・脊椎動物・生命科学は除く、水産・森林科学は入れる、自然・自然史はネット情報を個別確認、水族館動物園植物園等の生体の展示を主体とした施設については登録館のみ採録。庭園や宗教団体の施設、国立科学博物館は除外した



43

5

2

1

3

4

6

2

4

6

40

←

6

対

40

←

6

4

2

1

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139